

平成 26 年度実施
第三者評価
評価報告書

国際連合大学
サステイナビリティ学研究科

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した第三者評価について | 1 |
| I 第三者評価結果 | 7 |
| II 基準ごとの評価 | 8 |
| 基準1 大学の目的 | 8 |
| 基準2 教育研究組織 | 10 |
| 基準3 教員及び教育支援者 | 12 |
| 基準4 学生の受入 | 15 |
| 基準5 教育内容及び方法 | 18 |
| 基準6 学習成果 | 23 |
| 基準7 施設・設備及び学生支援 | 25 |
| 基準8 教育の内部質保証システム | 29 |
| 基準9 財務基盤及び管理運営 | 31 |
| 基準10 教育情報等の公表 | 35 |
| <参考> | 37 |
| i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 39 |
| ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 40 |

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した第三者評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究活動等の総合的な状況に関する第三者評価を、以下のことを目的として行いました。

- (1) 機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学等を評価することにより、大学等の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、大学等の教育研究活動等の改善に役立てるここと。
- (3) 大学等の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学等からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

| | |
|-------|---|
| 26年7月 | 書面調査の実施 |
| 8月 | 運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） |
| 10月 | 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査） |
| 12月 | 運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） |
| 27年1月 | 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知 |
| 3月 | 運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定） |

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

| | |
|--------------|-----------------------|
| 浅 原 利 正 | 広島大学長 |
| 荒 川 正 昭 | 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長 |
| 一 井 眞比古 | 国立大学協会専務理事 |
| 稻 垣 卓 | 福山市立大学長 |
| 及 川 良 一 | 全国高等学校校長協会顧問 |
| 尾 池 和 夫 | 京都造形芸術大学長 |
| 荻 上 紘 一 | 大妻女子大学長 |
| 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 片 山 英 治 | 野村證券株式会社主任研究員 |
| 川 嶋 太津夫 | 大阪大学教授 |
| 下 條 文 武 | 新潟大学名誉教授 |
| 郷 通 子 | 情報・システム研究機構理事 |
| 河 野 通 方 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 児 玉 隆 夫 | 帝塚山学院学院長 |
| 小 間 篤 | 秋田県立大学理事長・学長 |
| ○ 佐 藤 東洋士 | 桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| 鈴 木 賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 鈴 木 典比古 | 国際教養大学理事長・学長 |
| 土 屋 俊 | 大学評価・学位授与機構評価研究主幹 |
| 中 島 恒 一 | 富山国際大学長 |
| 野 嶋 佐由美 | 高知県立大学副学長 |
| 早 川 信 夫 | 日本放送協会解説委員 |
| ハス ユーゲン・マルクス | 南山学園理事長 |
| 前 田 早 苗 | 千葉大学教授 |
| 矢 田 俊 文 | 九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授 |
| 柳 澤 康 信 | 愛媛大学長 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |
| ◎ 吉 川 弘 之 | 科学技術振興機構研究開発戦略センター長 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

| | |
|-----------|-----------------------|
| 荒 川 正 昭 | 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長 |
| 稻 垣 卓 | 福山市立大学長 |
| 尾 池 和 夫 | 京都造形芸術大学長 |
| 荻 上 紘 一 | 大妻女子大学長 |
| 児 玉 隆 夫 | 帝塚山学院学院長 |
| 小 間 篤 | 秋田県立大学理事長・学長 |
| 佐 藤 東洋士 | 桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| ◎ 鈴 木 賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ○ 土 屋 俊 | 大学評価・学位授与機構評価研究主幹 |
| 中 島 恒 一 | 富山国際大学長 |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

| | |
|-----------|-------------------|
| ◎ 荻 上 紘 一 | 大妻女子大学長 |
| ○ 片 峰 茂 | 長崎大学長 |
| 川 口 昭 彦 | 大学評価・学位授与機構顧問 |
| ○ 近 藤 浩 二 | 香川大学名誉教授 |
| ○ 柳 佳 之 | 前 豊橋技術科学大学長 |
| 清 水 瞳 美 | 日本女子大学教授 |
| 鈴 木 賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 千 田 隆 | 広島大学教授 |
| 土 屋 俊 | 大学評価・学位授与機構評価研究主幹 |
| ○ 入戸野 修 | 前 福島大学長 |
| 野 嶋 佐由美 | 高知県立大学副学長 |
| 野 中 和 明 | 九州大学教授 |
| 浜 名 恵 美 | 筑波大学外国語センター長 |
| 平 岡 真 寛 | 京都大学教授 |
| 宮 井 清 暉 | 富山大学教授 |
| 湯 川 嘉津美 | 上智大学教授 |
| 渡 邊 一 衛 | 成蹊大学教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 第三者評価結果」

「I 第三者評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学等の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れないと判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学等に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学等から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学等に提供するとともに、ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 第三者評価結果

国際連合大学サステイナビリティ学研究科は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 入学者数に比して、志願者数が多く、特に開発途上国からの学生受入比率が高い。
- 国際基督教大学等との単位互換を行うとともに、東京大学サステイナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定して学修機会の拡大と教育研究の充実を図っている。
- 院生研究室等の自主的学習環境が十分に整備されているばかりでなく、国際会議場の具備、図書館、ＩＣＴ環境の整備等、学生がより発展的な課題に取り組むことができるような施設・設備となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 修了生や就職先等の関係者から意見聴取する機会を設け、組織的に学習成果を把握する必要がある。
- 学生、教職員の健康保持のための医務室が設置されていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、国連総会で採択された大学憲章（United Nations University Charter）第1条に明確に定められ、国際連合の目的に貢献し得る内容となっている。その主旨は次のとおりである。

1. 国際連合憲章の目的と原則を促進するために、学者・研究者の国際的共同体として、人類の存続、発展及び福祉にかかわる緊急かつ世界的な問題についての研究、大学院レベルの研修及び知識の普及
2. 国際連合と国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の共同の支援の下に、世界各地の大学・研究機関とネットワークを構成
3. 開発途上国の学術科学を継続的に発展させる
4. 学術研究者、特に若手研究者の、知識の拡充、応用及び普及に寄与することを目的とした自身の能力向上のための研究活動への参加を助成
5. 理事会の定めにもとづき、学位（修士号・博士号）、学位証書、修了証書、その他の学業優等賞の授与

当該大学は国際機関である国際連合が設置する大学であり、学校教育法の適用を受けるものではないが、上記の内容は学校教育法第83条の精神に沿うものである。

これらのことから、目的が明確に定められ大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

2009年（平成21年）の国連総会において大学憲章が改正され、学位（修士号・博士号）授与権を付与することとされたことから、2010年（平成22年）9月サステイナビリティと平和研究科（Institute for Sustainability and Peace: I S P）を設置し、サステイナビリティ・開発・平和学修士課程（Master of Science in Sustainability, Development and Peace）を開設している。その後、2012年（平成24年）9月には、サステイナビリティ学博士課程（PhD in Sustainability Science）を開設している。2014年（平成26年）1月には、サステイナビリティ学研究科（Institute for the Advanced Study of Sustainability: I A S）として研究科の改組を図っている。

修士課程の目的は、研究科修士課程規程において、サステイナビリティの分野における学生の学術的成长を促進することとして次のとおり定めている。

1. 本学の目的に沿った具体的な学術的教育理念の提供

2. 学生が選択した分野に応じた深い学識と理解の提供
3. 実践的経験及び応用研究の機会の提供
4. 質の高い確固とした修士論文の作成による自立した科学的考え方や研究の支援
5. 学術能力、分析及びコミュニケーションスキルの向上を支援

博士課程の目的は、ウェブサイトに次のとおり掲げている。

1. サステイナビリティの分野における高度研究者の養成
2. 国際連合が喫緊の課題としている地球変動、特に気候変動や生物多様性の視点を統合したサステイナビリティに関する諸課題に対し、多面的かつ包括的知識の理解
3. サステイナビリティに関する諸課題に対し、質的・量的分析を通じて問題解決型の研究の推進

新たに研究科修士課程規程及び研究科博士課程規程を 2014 年（平成 26 年）9 月に策定し、各規程には、それぞれの目的を掲げている。

研究科の目的は、上記のように明確に定められており、国際連合の目的に沿った内容となっている。

これらのことから、この大学は、国際機関である国際連合が設置した大学であり、学校教育法の適用を受けるものではないが、上記の内容は学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる精神に沿うものと判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

該当なし

- 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該研究科は、サステイナビリティとその社会的・経済的・環境的側面に注目しながら、政策対応型の研究と能力育成を通じて、持続可能な未来の構築に貢献するという目的に沿った教育研究を行うために1研究科で構成している。

研究科の研究分野は、これまで「地球変動とサステイナビリティ (Global Change and Sustainability)」「国際協力と発展 (International Cooperation and Development)」「平和と安全 (Peace and Security)」の3分野で構成されていたが、2014年(平成26年)9月からは、「持続可能な社会(Sustainable Societies)」「自然資本と生物多様性 (Natural Capital and Biodiversity)」「地球環境の変化とレジリエンス (Global Change and Resilience)」に再構成されている。

当該大学の有する16の研究所等、13のパートナー機関及び各国際連合機関等の国際ネットワークを活用して、学生はインターンシップや実地調査を通じた実務経験を積んでいる。また、国際的な会議やワークショップ等に参加し、一流の学者、研究者、実務家に接する多くの機会を得ることが可能となっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

- 2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、図書館を有しており、また、国際連合大学アフリカ自然資源研究所(UNU-I N R A: Institute for Natural Resources in Africa)でのフィールドワークや国際連合本部(UN-O C H A:

United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)でのインターンシップを可能にする国際ネットワーク等を教育研究の目的に沿って活用している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

当該研究科のプログラムが丹念で迅速かつ円滑に遂行するよう管理運営するため、また、教育研究に係る実質的な内容を審議・決定するため、研究科長 (Director of UNU-IAS)、その補佐役であるアカデミック・プログラム・ディレクター (Academic Programme Director) や事務局長 (Administrative Director) 等の教職員で構成する大学院プログラム委員会 (Graduate Programme Committee) (年7回程度開催) を設置し、教育研究に関する基本方針を決定している。さらに、大学院プログラム委員会は、各セメスターのスケジュール設定、学生の履修状況の把握、学生生活の支援策等の教務、学生支援について審議・決定している。

大学院プログラム委員会の下に、研究科のアカデミックな内容に係る事項を審議・検討するため、シニア・アカデミック・プログラム・オフィサー等の教員で構成するファカルティ・ミーティング (Faculty Meeting) (年6回程度開催) を設置している。ファカルティ・ミーティングは、教育課程の編成、各コース内容、インターンシップ、アカデミックカレンダー等基本的な内容に関して審議・検討している。

これらのことから、それぞれの組織は教育研究活動を展開する上で、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該研究科では、サステイナビリティ学に関する教育研究を専門的・総合的に実施しており、教員の組織編制については、学際的なサステイナビリティ学の教育研究を推進する上で、適切に構成され、高度な専門性と多様性を有している。

教員の大括りの学問分野として「持続可能な社会 (Sustainable Societies)」「自然資本と生物多様性 (Natural Capital and Biodiversity)」「地球環境の変化とレジリエンス (Global Change and Resilience)」の3分野を設け、それぞれの分野の責任者となるシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーを置き、教員人事や教員評価の役割も担うこととしている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

該当なし

- 3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員相当及び研究指導補助教員相当の人数は12人である。当該研究科では、教員1人当たり修士課程2人・博士課程1人の学生に論文指導することを研究科開設時の一応の目安としている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

- 3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該研究科では、教員組織をより活性化するために、教員の採用に当たっては国際公募により広く世界から人材を確保している。原則2年の任期付契約年俸制を採用し、教員評価の結果を反映して最長6年の再雇用を可能としている。

人類の存続、発展及び福祉等、緊急性の高い地球規模課題の解決に取り組むため、国際性に富み、国籍、性別や年齢にとらわれず、教育研究について高い専門性を有する研究者を中心構成しつつ、学術研究機関でのプログラム実施経験者や国際組織での実務経験者を確保することで、組織の多様性と活性化を図っている。

2014年(平成26年)5月1日現在、男女構成は、12人の教員のうち男性10人(83.3%)、女性2人(16.7%)となっている。年齢構成では、30歳代3人(25.0%)、40歳代3人(25.0%)、50歳代2人(16.7%)、60歳以上4人(33.3%)となっている。出身地域別では、ヨーロッパ2人(16.7%)、アジア10人(83.3%)となっている。

男女教員数を均衡することについて、当該大学の「Strategic Plan2011-2014」では明記しているものの、男女比に偏りがみられる。しかしながら、当該研究科は、少人数の研究科であり、流動性が高いことを考慮すると許容される範囲内である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、
教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準については、国際公募の際、教員公募広告(Faculty Recruit Advertisement)に明記されている。公募には、当該研究科が推進する研究プロジェクトと大学院教育の発展に貢献することを志願者の果たすべき責任の一つとして明記している。また、取得学位(PhD)、学術研究機関での1年以上の教育経験、国際組織での実務経験、英語運用能力、情報リテラシー等を必要条件として明記している。

採用に当たっては、研究科長、アカデミック・プログラム・ディレクター及びシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーが志願者を選考し、最終的に学長(Rector)が決定している。なお、当該研究科は、このような条件に適格性を有する女性が積極的に応募することを奨励している。

教員の昇格等の雇用条件については、個人ごとの契約によって決定されている

これらのことから、大学院で高度な指導を行うための教員の採用基準等が明確であり、適切に運用がなされると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育研究活動等に関する評価は、研究科長、アカデミック・プログラム・ディレクター及びシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーにより、各教員の契約更改の際、実施されている。この評価は、学生による授業評価結果、当該研究科が推進する研究プロジェクトへの貢献度、教育に対する取組、教学実務への関与、国際的貢献等の項目に対して行われ、最終的に学長によって確定されている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該研究科の担当職員として、事務局職員5人、学生支援担当職員1人、施設・設備及びコンピュータ・ネットワーク支援等の業務を担当する技術職員1人、図書館専門職員3人を配置している。

当該研究科では、国際公募により職員を募集しており、公募には、大学院教育への理解、専門分野での学士以上の学位取得、学術分野での業務経験、日英両言語に堪能であること等を条件として明記している。

すべての図書館職員は、図書館情報科学に関する分野の修士号取得者であり、そのうち2人は日本の司書資格を有している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学は、自然科学、社会科学、人文科学を融合させた学際的なアプローチを通じて、サステイナビリティ、気候変動といった国際連合及びその加盟国が直面している喫緊の地球規模課題に、幅広い理解と卓越した問題解決能力をもって取り組む人材の育成という基本的な目標を定めている。この目標を達成するため、当該研究科では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を次のとおり定めている。

「求める学生像

- ・ 国連が取り組む喫緊の地球規模課題、特にサステイナビリティの課題に強い関心を寄せる者。
- ・ 国連等の国際機関、政府関係機関、国際NGO、研究機関や民間企業等の国際的フィールドでキャリアを積む強い意欲のある者。
- ・ 学術研究の成果を積極的に政策決定に適用する意思の強い者。
- ・ 学際的見地から、地球環境に関する問題解決に貢献したいと強く願う者。

育成する人材像

- ・ 国連等の国際機関、政府関係機関、国際NGOや市民団体、研究機関や民間企業等において、地球規模課題の解決に貢献し得る人材。」

入学者選抜に関しては、国際問題の理解、研究に対する関心度、英語力等について審査することを募集要項（Application Guide Instructions to Applicants）に定めている。それに従い、学部卒業生、社会人、実務家を対象として世界から広く有為な人材を募っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

- 4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

世界から幅広く優秀な学部卒業生、社会人、実務家を募集するため、応募書類等は、ウェブサイトを通じてのみ受け付けている。

最終学歴、志望理由、研究計画、個人業績を記入させた入学志願書及び推薦書等を応募書類として志願者に提出させている。その後、書類選考、面接を経て、能力、意欲、経験等を多面的に評価した上で入学者を選抜している。例えば、学力についてはGPA3.5以上、英語力についてはTOEFL (iBT : 100以上、PBT : 600以上)、IELTS (7.0以上) といった応募基準を定めている。なお、授業や学位論文の作成・審査がすべて英語で行われることから、応募書類や面接は、英語で実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜体制として、入学志願者の研究科プログラムに対する適性等の精査、個人情報の機密性遵守、入学可否の迅速な決定のため、研究科長を長とする入試・学修委員会(Board of Admissions and Exams)を設置している。また、入試事務を取り扱うため、アドミッション・オフィスを置いている。

大学院プログラム委員会において、出願資格、入学願書その他の提出書類の確認が行われ、入試スケジュールを決定した後、入試・学修委員会が設置される。入試・学修委員会においては、複数の選考委員が志願者の書類審査を行い、面接予定者が選出される。個別面接は、複数の選考委員により行われており、来日が困難な志願者には、ビデオ会議により個別面接が実施されている。入試・学修委員会は、個別面接の結果に基づき、入学予定者を決定している。この結果は、大学院プログラム委員会に報告され、承認を得ることとなっている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者受入方針に沿った学生を受け入れるため、入試・学修委員会では毎年度、学生の受入体制、応募書類内容等の検証を行っており、研究科開設(2010年(平成22年))以来、入学予定人数を大幅に上回る志願者数がある。また、世界の各地域から確かな学力を有している者、サステイナビリティ学に高い修学意欲を持った者が志願してきていることからも、その検証結果は、入学者選抜の改善に役立っていると判断される。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該研究科は、入学定員を設定していないが、修士課程では10~20人程度、博士課程では5人程度を受け入れることをファカルティ・ミーティングで合意している。

修士課程の2014年(平成26年)入学者(志願者)は、7人(144人)であり、入学者全員を開発途上国から受け入れている。地域別に見ると、ヨーロッパ0人(2人)、アジア5人(29人)、中東0人(19人)、アフリカ1人(87人)、北米0人(0人)、中南米1人(6人)、オセアニア0人(1人)となっている。博士課程の2014年(平成26年)入学者(志願者)は、3人(82人)であり、地域別に見ると、ヨーロッパ0人(1人)、アジア3人(25人)、中東0人(10人)、アフリカ0人(39人)、北米0人(1人)、中南米0人(6人)、オセアニア0人(0人)となっている。これらのうち開発途上国からは2人(78人)を受け入れている。

入学者受入方針に沿った能力、意欲、資質の高い学生を選抜し、十分な研究指導体制の確保及び奨学金給付等の学生支援体制を考慮しながら入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者の受入状況は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 入学者数に比して、志願者数が多く、特に開発途上国からの学生受入比率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

該当なし

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

当該研究科では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を大学院プログラム・ポリシーとして次のとおり定めている。

「修士課程では、自然科学、社会科学、人文科学を融合する革新的・学際的なアプローチを通じて、地球システムの持続可能性への重大な影響に配慮しながら、社会の開発ニーズに対処するための大局的見地を涵養する。」

のことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院プログラム・ポリシーに基づいて、サステイナビリティに関する理論と実践を学ぶため、基礎理論群 (Broad Overview Courses)、専門理論群 (Elective Courses)、コンピテンシ一群 (Competency Courses) の3群に分類し、学生が選択した分野に応じて重点的に履修ができるよう教育課程が体系的に編成されている。各群においては、基礎的な科目から多様な学究志向に対応した科目まで提供している。

特定の課題についての 20,000～40,000 語の修士論文 (Master's Thesis)、又は研究プロジェクトに直接関係する博士論文 (Doctoral Dissertation) の作成を必修としており、その内容、水準が授与される修士

(Master of Science in Sustainability, Development and Peace) 及び博士 (PhD in Sustainability Science) の学位名に適切なものとなっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、開学以来、国際連合憲章が定める平和と進歩のための諸目的に合致したプログラムの重点分野を定め、その研究をユネスコ等の国際機関等と協力しながら推進している。この重点分野は30年余を経て、現在、全学で取り組むテーマとして国際連合とその加盟国が直面している喫緊の地球規模の課題である次の5テーマで構成されている。

1. 平和、安全保障、人権
2. 人間及び社会・経済の開発とグッド・ガバナンス
3. 国際保健、人口、持続可能な生活
4. 地球変動と持続可能な開発
5. 科学、技術、イノベーション、社会

当該研究科は、サステイナビリティをキーワードとしてこれらの課題を解決するための能力、技能を備えた人材を養成するため、教育課程を編成し、授業科目を設定している。

国連機関等で活躍できる人材を養成するという当該研究科の目的を踏まえて、教育課程の一環として各国連機関等におけるインターンシップ・プログラムを設けている。この就業体験を通じて、実務理解の促進、専門分野の学習や研究に対する目的意識の確立、将来のキャリアパス形成が図られている。

学生に対する学修機会の拡大と教育研究の一層の充実を図るため、国際基督教大学及び横浜国立大学との間で単位互換を行うとともに、東京大学サステイナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

修士課程では、基礎理論群から8単位（博士課程4単位）、専門理論群から6単位（博士課程6単位）、コンピテンシ一群から8単位（博士課程4単位）を修得することとしており、教育の目的に照らして、講義、演習等が適切なバランスで配置されている。

各授業科目は、講義、学生によるプレゼンテーション、質疑応答等の形式で行われており、特に、コンピテンシ一群は、学生主体の対話型で進められ、批判的分析、調査研究計画、定量的・定性的方法論、論文作成のスキルが身に付くような授業形式をとっている。また、東京に所在する国際連合機関や政府関係機関への視察訪問等も行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを研究科修士課程規程及び研究科博士課程規程に定めている。2 単位の授業科目であれば、90 分授業を 15 回実施することが通例となっている。

各授業科目は、学期末試験のほか毎回の授業においても必読書の設定、小テスト、プレゼンテーション、レポートを課すなど学生の自主的な学修を促すような授業形態となっている。

修士課程では、学生一人一人にアカデミック・アドバイザー (Academic Adviser) を配し、学生の履修計画がスムーズに遂行されるよう組織的な履修指導が実施されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、「担当教員」「学期」「曜日」「時限」「必修、選択・必修、選択の別」「講義概要（目的、講義の進め方等）」「学習成果」「必読書」「推奨文献等」「成績の評価方法」が記載されているが、その記載内容には精粗がある。

学生とアカデミック・アドバイザーとの履修相談ではシラバスが活用され、履修計画の策定に役立てている。また、学内ネットを通じてシラバスを閲覧し、必読書や推奨文献等の検索、講義等に関する資料の入手を行うことができることから、学生が事前事後の学習にシラバスを活用することが可能となっている。

これらのことから、記述に精粗が見られるものの、おおむね適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

学位論文 (Master's Thesis 及び Doctoral Dissertation) は、「特定の研究課題に関して、理論的かつ実践的な面から綿密に分析された独自の論文であり、独創的な学問の貢献へ結びつくもの」と研究科修士課程規程及び研究科博士課程規程に定められている。

修士課程では、学生には、最初のセメスターに修士論文ガイドライン (General Guidelines for Master's Thesis) が配布され、学生は、論文指導教員 (Thesis Supervisor) を選択している。学生は、論文指導教員の指導を受けて、論文の研究課題、研究の概要、研究の進め方、論文提出の予定等を記載した「修士論文計画書」 (Master's Thesis Plan) を作成し、論文指導教員の署名を得た上で、入試・学修委員会に提出し、その承認を得ることになっている。その際、学生の研究課題に関連するプロジェクトグループや研究

トピックが学生に提供されている。

論文指導教員が事情により欠けることとなった場合、学生が入学時に選択した研究分野と同分野に所属する他の教員が論文指導教員として指導するか、又は新たに教員を補充することとしており、学生への研究指導が中断されない体制をとっている。

学生は、論文指導教員から適宜指導を受けるほか、学位論文の進捗状況について、最終の口頭試問の前に学生・教員を対象に3回のプレゼンテーション機会が設けられている。

博士課程では、主指導教員(Principal Academic Advisor)及び指導委員会(Advisory Committee)による集団的な論文指導が行われている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5－6－① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

修士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は次のとおりである。

1. 国際連合が取り組む喫緊の地球規模課題、特にサステイナビリティ分野の課題に取り組み、問題解決能力を有すること
2. 国際連合等の国際機関、政府関係機関、国際NGO、研究機関や民間企業等の国際的フィールドで、リーダーシップを発揮し、実践活動能力を有すること
3. 研究科修士課程規程で定める所定の単位を修得し、学位論文審査、最終試験に合格すること。

博士課程の学位授与方針は次のとおりである。

1. サステイナビリティに関する諸課題の研究に取り組むに当たり、研究者として自立した能力を有すること
2. 量的・質的に分析研究技術を身につけ、本学が取り組んでいる重点研究分野での研究テーマの問題解決に貢献できる能力を有すること
3. 研究科博士課程規程で定める所定の単位を修得し、学位論文審査、最終試験に合格すること

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5－6－② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価については、10段階評価で行うことが研究科規程に規定されるとともに、シラバスに成績評価方法が明示され学生に周知されている。なお、2014年（平成26年）9月に、新たに策定された研究科規程では、従前どおり100%を満点とする詳細な点数を示した上で4段階評価を行うこととしている。ただし、学位論文の成績評価は、従前どおり10段階で行うこととしている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5－6－③ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

研究科規程において、学生に「審査請求権」(Right of Inspection)を認めて成績評価に関する異議申立ての仕組みを導入している。また、修了認定に当たっては、入試・学修委員会による組織的チェック体制が敷かれている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士論文の評価については、研究科修士課程規程に規定されるとともに、修士論文ガイドラインにおいて、論文作成の趣旨や目標、満たすべき水準、最終提出時期や口頭試問までのプロセスが学生に周知されている。

学生は、論文審査委員会（Examining Committee）で審査を受けた上で、口頭試問においてその独自性、独創性、社会への貢献性等について立証しなければならない。この論文審査委員会での成績、必修科目、選択科目の修得要件を満たしているかどうかの判定審査を経て、入試・学修委員会にて学生の修了が決定されている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国際基督教大学等との単位互換を行うとともに、東京大学サステイナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定して学修機会の拡大と教育研究の充実を図っている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

2012～2014年（平成24～26年）の3年間の修士課程の標準修業年限内修了率は94.1%（東日本大震災の影響により退学した学生を除く。）である。

これまでの修了生に関する単位修得状況から判断すると、セメスター当たり通常平均8単位を修得するという研究科修士課程規程の趣旨は達成されている。修士論文の成績評価では、すべての学生が、B+以上（10段階評価の4番目に高い評価）を得ている。学生は、サステイナビリティに関する問題解決のための学術的理論と技能を身に付けるとともに学位論文を作成し、その論文審査に合格することにより修了している。

学生は、学内で開催される数多くの国際ワークショップやセミナーに参加するだけでなく、プレゼンテーションも行っている。さらに、学生による研究成果発表及び大学憲章の目的を遂行するために、学術雑誌を刊行している。2013年（平成25年）に1巻1号、2014年（平成26年）に2巻1号を発行し、オープンアクセスで全世界へ提供している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学生による授業アンケートを、開講しているすべての授業科目で、ウェブサイトを通じて実施している。授業科目の総合的評価では、6段階評価での5以上(Excellent、Very Good)と回答した者の比率は67.2%である。

また、アカデミック・プログラム・ディレクターとの意見交換会（月1回程度開催）を通して、学生の学習の取組状況を確認している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

2012～2014年（平成24～26年）の3年間の修士課程修了生（33人）における、就職希望者に対する就職率は、70.4%である。

当該研究科の教育研究の目的は地球規模課題の解決に貢献し得る人材を養成することであり、修士課程修了生は、国際連合機関、政府関係機関、国際NGO、研究機関等その目的に適った分野に進んでいる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

修了生からは、当該研究科や国連大学協力会に手紙や電子メールで、「社会、経済、環境のサステイナビリティ・開発・平和に関する理論、概念、アプローチの仕方について知識と理解が深まった」「問題解決、特に困難な課題解決のための技能を身に付けることができた」「ハイレベルの学者、研究者、実務家と交流する機会を得ることができた」「世界から集まっている問題意識の高い学生と学修その他経験を共有できた」等の肯定的意見や感想が寄せられている。しかしながら、修了生や就職先等の関係者から意見聴取する機会を設け、組織的に学習成果を把握する必要がある。

企業等を寄付金の賛助会員とする国連大学協力会は、各奨学金受給学生の履修状況を評価した上で、奨学金を継続するか否かを決定しており、開学以来継続して学生に対する奨学金が拠出されている。

国連大学協力会には同窓会（UNU Alumni Association）が設置され、在学生・修了生が加入しており、同窓会からも修了生の能力等について一定の評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 現状では、修了生は少ないものの、国際連合機関、政府関係機関、国際NGO等に修了生が就職していることから、今後一層、国際社会への貢献が期待される。

【改善を要する点】

- 修了生や就職先等の関係者から意見聴取する機会を設け、組織的に学習成果を把握する必要がある。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

大学本部(東京都渋谷区)の校地面積は7,043 m²、校舎面積は8,382 m²である。教育研究活動を支援する主要な施設として、2つの講義室、学生一人一人に十分なスペースが与えられる院生研究室、院生談話室、学生相談室、教員研究室、情報処理学習施設、国際会議が可能な2つの講堂（ウ・タント国際会議場、エリザベス・ローズ会議場）、図書館を有している。しかしながら、医務室は設置されていない。

講義室、研究室等すべての部屋は空調設備が完備され、無線LANやAV機器等を設置し、教育研究の目的に即した利用が可能となっている。

東日本大震災の後、施設・設備の耐震性についての調査を実施し、その安全性が確認されている。

施設・設備は、エレベーター1基が障害者対応であること、障害者用トイレが設置されていること、館内での移動もほぼ段差のない構造をしていることからバリアフリー化への配慮がなされている。

安全・防犯策としては、警備員の常駐、エレベータホール、各階への入構パスによる制限、防犯カメラの設置等によって万全を期している。

これらのことから、学生、教職員の健康保持のため、医務室の設置が望まれるが、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が十分整備され、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮もなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

無線LANの整備に加え、高速インターネット接続(100Mbps)、電子メール、講義支援システム等の情報インフラを整備している。大容量データストレージとそのためのサーバーを擁し、各学生の電子データ管理が行われている。さらに、当該研究科独自にホスティングサーバーを設置し、学生プログラム用のウェブサイト管理も行っている。

専用の情報処理学習施設として2室を設け、パソコンを36台設置し、教育研究上必要となる、図書、論文、データ等の検索や研究データ処理に必要なソフトの利用等、学生がいつでも情報環境を利用できる体制となっている。これらのパソコンや情報ネットワークの適切な活用のため、サポートスタッフが常駐しており、情報セキュリティ対策、学内ネットワークに関する相談、各種申請届出の受付等を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館の面積は 740 m²、閲覧座席数は 35 席、開館時間は平日 9 時 30 分から 17 時 30 分である。文献検索、オンラインジャーナルやオンラインデータベースは、開館時間外でも学内外から利用可能である。2014 年（平成 26 年）5 月現在の蔵書数は 40,614 冊、電子ジャーナルは 24,572 タイトルである。2013 年（平成 25 年）の年間貸出冊数は 860 冊、うち学生貸出数は 429 冊（学生一人当たり 13 冊）である。

図書館では、教育研究目的に対応した収集充実方針（Collection Development Policy）を定め、収書、選書、収集優先順位等に沿って図書、雑誌、視聴覚資料その他必要な資料が体系的に収集・整理され、また、図書館の電子化に合わせ、情報環境が整備されている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生が自習や文献の整理ができるよう、学生全員に院生研究室を割り当てるとともに、学生がコミュニケーションを図ることができる院生談話室や院生多目的室、高度な情報処理を行うための情報処理学習施設を設けている。これらの施設は、原則として、ICカードを用いて、平日 9 時 30 分から 23 時まで利用可能である。

学生が学内外からインターネットに接続し、文献検索、講義資料のダウンロード等、情報インフラを活用できるシステムとなっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に、学生に対するオリエンテーションが開催されている。アカデミック・プログラム・ディレクターやシニア・アカデミック・プログラム・オフィサーから、アカデミック・カレンダー、学位論文の趣旨・目的等についての概要や、履修モデル等について説明されている。その際、学生には教員の連絡先のほか、コースシラバスと履修登録手続き資料が配布されている。図書館の利用についてもオリエンテーションが行われ、電子ジャーナルやデータベースの利用方法等が説明されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

修士課程では、入試・学修委員会から指名されたアカデミック・アドバイザーを各学生に 1 人ずつ割り当て、入学時から修了するまで、学生の履修計画、履修登録、修士論文作成等学習を総合的に指導、支援することとしている。アカデミック・アドバイザーは、選択科目履修の際に署名を行い、1 セメスター当たり通常平均 8 単位を修得するよう指導している。

博士課程では、主指導教員や指導委員会を中心として学習相談、助言、支援体制が敷かれている。

アカデミック・プログラム・ディレクターとの意見交換会は、学生のニーズを把握する場となっている。例えば、図書館の利用時間や修士論文の審査スケジュール等、授業や論文指導に関する要望、修了後の進

路等について学生から意見が述べられている。

学生がいつでも気楽に学習相談や生活相談ができるよう学生サポート部門（S 3 : Student Support Services）が事務局とは別に設置されており、コーディネーターと 2 人のインターが学生の相談に対応している。例えば、パソコン環境、学習スペース、履修登録等、相談の事案に応じ、教員、事務局と連携しながらその解決の任に当たっている。また、学生に対する各種アンケートの集計、必要に応じ担当部署へのフィードバックも担当している。

これらのことから、学習支援等が全般的には適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生に、日本の地域社会、日本文化に触れ合う場や、日本企業への見学機会を提供するなど、課外活動の支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の生活相談には、学生サポート部門を設置し、通学、住居、健康や安全、経済的・法的問題、ハラスメント等、学生のあらゆる相談の窓口として対応している。入学オリエンテーションでは、住民登録、通学定期の発行、健康保険、学内連絡網等について説明するとともに資料を提供している。

学生の健康管理に関しては、入学時に健康診断書を提出させているほか、毎年定期に健康診断を受診するよう指導しており、学生全員が国民健康保険と学研災害保険に加入し、健康トラブルが生じた場合には、言語等の問題を考慮して学生サポート部門及び事務局が責任を持って医師等の紹介をしている。これまでのところ、学生の健康に関して特段の問題は生じていない。

就職支援については、学生ポータルサイトに国連関連機関の人材募集をリンクさせたり、国際連合や関連機関・団体でのポスト紹介、当該研究科でのプログラム・アシスタントとしての採用等、個別に進路相談を実施している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

文部科学省及び日本学生支援機構の奨学金支給対象大学ではないが、学生の経済状況や能力を考慮して独自の奨学金を給付している。

国連大学協力会（1985 年（昭和 60 年）設立）では、研究・事業への資金支援等のほかに、賛助会員である企業等からの寄付金を財源として、開発途上国からの学生への支援を重視した奨学金助成を行っている。

奨学金支給の状況は、2012 年（平成 24 年）8 人（うち博士課程 2 人）、2013 年（平成 25 年）9 人（うち博士課程 3 人）、2014 年（平成 26 年）9 人（うち博士課程 2 人）であり、奨学金受給者には、授業料（年

額1万ドル)を全額免除している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 院生研究室等の自主的学習環境が十分に整備されているばかりでなく、国際会議場の具備、図書館、ICT環境の整備等、学生がより発展的な課題に取り組むことができるような施設・設備となっている。

【更なる向上が期待される点】

- 大学独自の奨学金や他団体奨学金制度の活用により、学生に対する経済面での支援が充実しているが、今後一層、学生支援体制の充実が期待される。

【改善を要する点】

- 学生、教職員の健康保持のための医務室が設置されていない。

基準8 教育の内部質保証システム

8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の状況に関するデータは、志願者や合格者、入学者についての情報等の入試データと入学後の教務データを学内インターネット上で、閲覧限定の共有フォルダとして収集・蓄積されている。

これら教育の取組状況や学習成果に関するデータは、入試・学修委員会において検証された後に、ファカルティ・ミーティングで教務に関する実質的な検討を加えた上で、最終的に大学院プログラム委員会にフィードバックされている。例えば、入試に関しては、学生受入体制や募集要項の見直し、学位論文に関しては、修士論文ガイドラインの改訂等、大学院教育プログラム全体の改善・向上を行っている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取として、授業アンケートや、アカデミック・プログラム・ディレクターとの意見交換会を実施している。教員・事務職員からの意見聴取として、学長とスタッフとの意見交換会（Staff Meeting）（月1回開催）や、学生と教員とのミーティング（Academic Meeting）（月1回開催）を実施して、教育の質の向上・改善に役立てている。

これらの意見は、入試・学修委員会、ファカルティ・ミーティングにて審議・検討の上、大学院プログラム委員会へ報告されることとなっている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該研究科の活動は年次報告として大学の理事会に提出される。理事会の構成メンバーは、学長以外は、学外者で構成されている。理事会では、当該研究科が掲げる重点分野での教育研究の達成度等が審議され、必要に応じて計画や実施状況について指示、是正措置、改善勧告を発することとなっている。

国連大学協力会の理事会、評議員会等を通じて、当該研究科の教育研究に対する意見や要望が述べられる場合がある。

これら学外関係者の意見は、大学院プログラム委員会等にフィードバックされ、改善のための検討・策

定が行われている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて適切な形で活かす体制が敷かれていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

シニア・アカデミック・プログラム・オフィサーがファカルティ・ミーティングを招集し、学生の履修状況、授業でのプレゼンテーションの評価、成績分析等による授業の進め方や効果等について話し合われている。また、学位論文の課題設定や進捗状況の確認も行われている。

教員は、入試・学修委員会と大学院プログラム委員会のうち少なくとも一方の委員会に属することになっており、学生が抱える教育上の問題について、情報共有するとともに、授業運営改善のための工夫や論文指導の改善方策についての発表を求められている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

大学本部職員を含め研究科に関与している教育支援者や教育補助者については、事務局長が運営会議(Administrative Meeting)（月1回程度開催）を招集し、ウェブサイトの内容検討、入試スケジュールの確認等、管理運営や教育研究に関する課題が話し合われている。

当該研究科の研究分野についての知識と理解を深めるため、大学内で開催されるシンポジウムやセミナー等へ職員を参加させている。

図書館職員には、専門図書館協議会主催の著作権研究会、実務セミナー等の講演会、セミナー等に参加させている。また、図書館と国連広報センター共催の国連寄託図書館連絡会を開催し、国内大学図書館との情報交換をしている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

国際連合大学の校地は東京都、建物は日本国による無償貸与である。また、資産に比して債務はわずかである。

これらのことから、当該研究科は教育研究活動を適切かつ安定して展開できる状況にあり、債務が過大でないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するため、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該研究科は、日本国政府、国立大学法人、民間企業等から、拠出金や特定プログラム推進出損金等の経常的収入を確保していることから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための経常的収入が確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

予算計画は当該研究科の大学院プログラム委員会での審議を経て、大学本部から国際連合予算審議会に提出して確定している。予算が決定した後も、大学院プログラム委員会及びファカルティ・ミーティングで周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

2010年(平成22年)から2013年(平成25年)における支出は適正であるため、過大な支出超過となつていないと判断する。

- 9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

総支出の約70%は、サステイナビリティ・開発・平和に関するプロジェクト研究を推進するための学術活動費である。

これらのことから、研究教育活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

貸借対照表、収支決算書、キャッシュフロー計算書を毎年大学理事会に報告し、承認を得た後、国連総会に提出されている。

財務に係る監査については、国際連合の外部の会計検査人による監査が行われ、会計検査委員会報告書として国連総会に提出されている。

これらのことから財務諸表等が作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、大学全体としての意思決定機関である理事会、大学全体のプログラム、企画、管理運営及び財政等全般について学長を補佐する大学本部を設置している。

当該研究科には、研究科の諸問題を審議・検討する組織として、入試・学修委員会、大学院プログラム委員会及びファカルティ・ミーティングが設置されているほか、臨時個別の案件を審議するため各種委員会が置かれている。

当該研究科の専任事務職員は事務局長を含めて5人おり、大学全般にわたる業務については大学本部職員が研究科の業務も担当し、計10人の職員が研究科業務に従事している。

危機管理として、機密性の高い文書については、プリントセキュリティ管理を実施している。また、災害時には全学生、教職員に連絡が取れるように緊急時連絡網を作成して周知を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

管理運営に関する学生の意見やニーズは、アカデミック・プログラム・ディレクターと学生との意見交換会等を通じて聴取している。

教職員については、学長と研究科長を含むスタッフとの意見交換会が行われ、その時々の課題や将来にわたる検討課題について話し合われている。

これらの管理運営に関する意見やニーズは、大学院プログラム委員会に提起され、教職員間で情報共有されるとともに、解決策が検討された後に、管理運営責任者である研究科長、学長にフィードバックされることとなっている。

学外関係者の意見やニーズは、政財官学界の著名人で構成される国連大学協力会の理事会や評議員会、同窓会を通じて把握できるようになっている。

これらのことから、当該研究科の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

大学には、監事の役職に当たる職種は置かれていらないが、国際連合財政規程に基づいて、国際連合本部

にある会計検査委員会から派遣される会計検査人による監査が毎年4月、5月の4～5週間にわたって行われ、会計検査委員会による財務に関する事項と業務全般について意見を記し「会計検査委員会報告」(Audit Report)が国際連合本部の諮問委員会(Advisory Committee)を通じて国連総会へ提出されている。これらのことから、財務監査及び業務監査が適切に行われていると判断する。

9－2－④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員は、大学院プログラム委員会の構成員として、学生、教員とのミーティングに参加し、学生や教員の発表や議論を通じて、研究科に関連するプロジェクトについての知識を深めている。

事務職員は、大学本部が主催する研修に参加するとともに、各種セミナーやシンポジウムにも参加する機会を得ている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9－3－① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

業務、財務、教育研究活動等に関する基礎的データは、研究科事務局において収集・整理されている。

大学の活動状況については、大学憲章の規定に従って、年次報告書(Annual Report)を作成し、大学本部を経由して学長が理事会に報告している。理事会はそれを審議し、必要な場合には指示、措置、勧告を行い、国連総会に年次報告を行っている。

研究科の年次報告書は、毎年の教育研究活動等のデータに基づいて、大学院プログラム委員会で教育研究活動及び管理運営事項に関する報告書案を作成し、大学本部へ提出している。

サステイナビリティと平和研究所として、2013年(平成25年)に『活動報告書 2009–2012』(The First Four Years, 2009–2012)を刊行している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9－3－② 大学の活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

国際連合本部から指名された会計検査委員会が選定した財務、プログラムに関する監査項目についての監査が2予算年度ごと(実地監査は毎年度)に実施されている。

大学の活動状況について大学理事会に毎年、年次報告書を提出して審査を受けるとともに、場合によっては、措置を求められ、改善のための勧告を受ける制度としている。

国連大学協力会では、当該大学の活動状況を検証するとともに、学生の教育活動状況を踏まえて奨学金の新規、継続の支給決定を行っている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9－3－③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

大学理事会、国際連合本部にある会計検査委員会、国連大学協力会のそれぞれの意見や指摘事項に対しては、入試・学修委員会や大学院プログラム委員会でその対応策を検討し、必要で可能なものからその措

置を講じている。

これらの委員会の意見を反映して、改組後の目的に沿った教育課程の改訂、2014年（平成26年）から指定校認定されたアジア開発銀行・日本奨学金プログラム（The Asian Development Bank-Japan Scholarship Program: ADB-JSP）に基づいた奨学金の支給、学生の学修機会の拡大を目指した東京大学とのジョイント・ディプロマを行っている。また、高等研究所（神奈川県横浜市）と、サステイナビリティと平和研究所（東京都渋谷区）を、2014年（平成26年）1月、修士・博士課程の教育研究内容をより充実するため、サステイナビリティ高等研究所（Institute for the Advanced Study of Sustainability）として組織の改組を図り、名称を変更している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10－1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10－1－① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、大学憲章に明記され、ウェブサイトで公表されている。さらに、ウェブサイトや研究科概要、学生募集案内等で分かりやすく大学の目的や沿革、その他教育研究目標について記載している。

学生には、入学式や入学オリエンテーションにおいて学長及び研究科長等から大学の目的や特色について説明がなされている。

教職員には、採用面接の際に大学の目的に対する理解を確認しているほか、ファカルティ・ミーティングその他各種会議において大学の教育研究や管理運営に関する重要事項を報告、説明し、大学の目的や教育研究動向への共通理解を得るようにしている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10－1－② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程編成・実施方針及び学位授与方針に相当する内容については、ウェブサイト、研究科概要、学生募集案内等で具体的に説明している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10－1－③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

当該大学は、国際機関である国際連合が設置する大学であり、学校教育法の適用を受けるものではないが、教育研究活動等についての情報は、教育研究上の基本組織、教員、授業科目、施設・設備、授業料、学生支援状況、年次報告書等をウェブサイトや学生募集案内等の刊行物へ掲載し、周知を図っている。

しかしながら、進学、就職等の状況、授業の方法及び内容等に関する情報公開について充実方策を検討する必要がある。

これらのことから、教育研究活動等についての情報は、おおむね公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育情報の公表について充実方策を検討する必要がある。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国際連合大学

(2) 所在地 東京都渋谷区

(3) 学部等の構成

研究科：サステイナビリティ学研究科

関連施設：図書館

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：大学院 33人

専任教員数： 16人

2 特徴

本学は、国際連合憲章の目的を追求し、原則を促進するために、大学院レベルの研修及び知識の普及に携わる学者・研究者の国際的共同体として、昭和47年第27回国連総会で設立が承認され、東京に本部を置くこととして、昭和50年開設された。

平成21年第64回国連総会において、本学に修士号・博士号の学位授与機能を持たせることとして、国際連合大学憲章が改正され、平成22年9月、地球規模課題に取り組み、様々な国際連合機関や国際機関等で活躍する人材を育成するため、サステイナビリティと平和研究科 (Institute for Sustainability and Peace: ISP) を設置し、サステイナビリティ・開発・平和学修士課程 (Master of Science in Sustainability, Development and Peace) を開設した。

その後、平成24年9月には、環境サステイナビリティ、平和、開発を包括的に捉えながら地球変動の諸問題に取り組む一流の研究者の育成を目指し、サステイナビリティ学博士課程 (PhD in Sustainability Science) を開設した。

平成26年1月には、サステイナビリティ学研究科 (Institute for the Advanced Study of Sustainability : IAS) として研究科の改組・拡充を図り、現在に至っている。

本研究科は、サステイナビリティ、気候変動、人権といった国際連合及びその加盟国が直面している喫緊の地球的課題に、幅広い理解と問題解決能力をもって取り組む人材の育成を目指し、研究教育活動を推進する上で、次のような特徴を有している。

第一に、自然科学の理論と応用、社会科学および人文科学の学際的融合の視点に基づいた世界最高水準の研究・教育・能力開発を行うことを使命としていることで

ある。

第二に、本研究科の教育プログラムは、本学が長年に亘って培ってきた重点分野での確かな研究実績を基盤としていることである。学生は、サステイナビリティの課題に対し、本学のこれまでの研究成果を反映して、必要不可欠な理論と多面的なアプローチの基礎、学際研究を遂行する技能と実践経験を修得し、さらに、厳格な分析を加えた上で、独創的で学問的に貢献し得るような特定の研究課題について学位論文を作成することとしている。

第三に、教員と学生の多様性である。教員については、世界的に著名な大学で大学院教育の経験を有するとともに、サステイナビリティに関する分野において第一線で活躍する専門家と共同して活動している研究実績豊かな専任教員を有する一方で、国際的な学術機関や組織からトップクラスの学者や研究者、政策立案者や実務家を客員教員として招聘している。学生については、平成22年～平成25年度入学者について、出身国は29カ国となっている。特に、開発途上国の学術科学共同体を強力かつ継続的に発展させることが本学の目的の一つでもあるが、開発途上国からの入学者の割合は、約60%となっている。

第四に、国際ネットワークの活用である。本学が有する16の研究所とプログラムの他、13のパートナー機関、さらに各国際連合機関などで構成する国際ネットワークによって、学生はインターンシップや実地調査を通じた実務経験や、国際的な会議やワークショップ、シンポジウムに参加することを通じて一流の学者、研究者、実務家に接する機会を得ることができる。

これら研究教育の特徴を踏まえ、学生に対する学修機会の拡大と研究教育の一層の充実を図るために、国際基督教大学および横浜国立大学との間で単位互換を行うとともに、東京大学サステイナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラムと共同認定プログラムを設定し、その推進を図っているところである。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 本学の目的および機構

- (1) 国際連合憲章の目的と原則を促進するために、学者・研究者の国際的共同体として、人類の存続、発展および福祉にかかわる緊急かつ世界的な問題についての研究、大学院レベルの研修および知識の普及
- (2) 国際連合と国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の共同の支援の下に、世界各地の大学・研究機関とネットワークを構成
- (3) 開発途上国の学術科学を継続的に発展させる
- (4) 学術研究者、特に若手研究者の、知識の拡充、応用および普及に寄与することを目的とした自身の能力向上のための研究活動への参加を助成
- (5) 理事会の定めにもとづき、「学位」(修士号・博士号)、学位証書、修了証書、その他の学業優等賞の授与

（国際連合大学憲章第1条抜粋）

2. 研究科の目的

- (1) 本学の目的に沿った具体的学術的教育理念の提供
- (2) 学生が選択した分野に応じた深い学識と理解の提供
- (3) 実践的経験および応用研究の機会の提供
- (4) 質の高い確固とした修士論文の作成による自立した科学的考え方や研究の支援
- (5) 学術能力、分析力およびコミュニケーションスキルの向上を支援

（サステイナビリティと平和研究科修士課程規程第4条抜粋）